

令和 5 年 7 月 26 日

学生、教職員の皆様へ

新型コロナウイルス感染症への対応について（学長メッセージ）

— 第9波が来る中で、夏期休業期間を迎え —

学長（危機対策本部長）

仁科弘重

理事・副学長・教育・学生支援機構長

八尋秀典

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、5月8日から「5類感染症」に変更され、日常における基本的な感染対策については、政府からの一律の対応要請はなくなり、個人や事業者の判断に委ねられることが基本となりました。その結果、かなりの部分でコロナ禍前の日常生活が戻ってきています。

しかし、残念ながら、この1カ月で感染者が再び増加しており、第9波に入ったとの見方もあります。特に、愛媛県を含む西日本では、増加が顕著になっています。現在、猛暑が続いており、熱中症対策のために室内で冷房することが多くなっており、4～5月頃と比べると換気量が少なくなっています。このことも、感染拡大の一因かもしれません。

学生、教職員の皆様には、感染者が増えていることを考え、「感染対策は、個人の判断」を基本としつつ、自分でできる対応（手指消毒、マスク着用など）を取っていただくなど、慎重な行動をお願いいたします。間もなく夏期休業期間に入り、いつもより活動的になると思いますが、「感染しない」「感染させない」行動の徹底をお願いいたします。